

## 懲戒処分の公表について

令和2年2月19日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 被処分者

公立みつぎ総合病院（職種：理学療法士）41歳 女性

### 2 処分内容

懲戒処分として 戒告

### 3 処分年月日

令和2年2月19日

### 4 事案の概要及び処分の理由

当該職員は、令和元年7月22日(月)午前7時35分頃、通勤のため普通自動車を運転中、尾道市栗原東二丁目の見通しの悪い脇道から右折する際、一時停止後、道路に設置されている確認ミラーを確認して発進したものの、安全確認不十分により右方向から進行してきた自転車に衝突し、加療約2か月を要する右橈骨々頭骨折の傷害を負わせたものです。

本市全庁をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中であって、当該行為に至ったことは、当該職員には交通安全意識が大きく欠如していると言わざるを得ず、率先して法令遵守を实践すべき公務員としての自覚を欠き、市職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。

よって、本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。

なお、処分の量定については、尾道市職員の懲戒処分に関する指針等に基づき、「戒告」が相当であるとしたものです。

### 5 その他関係職員への対応

[管理監督責任]

公立みつぎ総合病院リハビリ部次長（職種：理学療法士） 口頭注意

### お詫び

関係職員に対しましては、厳正な処分等を行ったところですが、本市全庁をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中であって、このような重大な事故を惹き起こしたことを非常に重く受け止めており、事故の被害者の方並びに市民の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、交通法規遵守・安全運転の徹底に関する取組を粘り強く進めていくとともに、職員の綱紀肅正に努め、市民の皆様のご信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

令和2年2月19日

尾道市病院事業管理者 突沖満則

### 【問い合わせ先】

〒722-0393 尾道市御調町市124

公立みつぎ総合病院事務部

TEL 0848-76-1111

FAX 0848-76-1112

〒722-8503 尾道市新高山3丁目1170-177

病院事業局病院管理部（尾道市立市民病院内）

TEL 0848-47-1155

FAX 0848-47-1004